

## 情報提供とアフターサービス

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口  **0120-506081**

【受付時間】月～金曜日:午前9時～午後6時 土曜日:午前9時～午後5時  
(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

 参照 P41「注意喚起情報14」をご確認ください。

 郵送 「ご契約内容のお知らせ等」を送付します。

住友生命からご加入の契約内容の現況等についてお知らせします。

 インターネット お客さまご自身で、ご契約後の各種お手続き(住所変更等)やご契約内容の照会ができる「スマセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。

 参照 P19・20「ご契約後の安心サービス」をご確認ください。

※満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。満20歳未満の契約者は親権者の同意が必要となります。

【ご利用時間】月～土曜日:午前8時～午後11時45分/日曜日:午前8時～午後8時(祝日・12/31～1/3を除く)

 ホームページ <https://www.sumitomolife.co.jp>

## 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。

## 募集代理店からのお知らせ ～生命保険契約の金融機関でのお取扱いにあたって～

- SMBC日興証券が保険商品の提案を行うにあたり、お客さまとの取引に関する情報(預金等の情報)について、お客さまの同意を得たうえで、お客さまへのコンサルティング上必要な範囲において利用することがあります。
- **本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。**
- SMBC日興証券は、「たのしみステップ」の引受保険会社である住友生命保険相互会社の支払能力を保証するものではありません。
- SMBC日興証券では、複数の保険会社の商品を取り扱っております。詳しくは、販売資格を持ったSMBC日興証券の社員にお問い合わせください。

 **ご検討にあたっては、「ご契約のしおりー定款・約款」「ご提案内容説明書(設計書)」を必ずご確認ください。**  
詳細は、住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

[募集代理店]

**SMBC日興証券株式会社**

お問い合わせは **日興コンタクトセンター**

 0120-125-111 (口座をお持ちのお客様)

受付時間:平日8:00～18:00/土・日9:00～17:00

※祝日・年末年始を除く

 0120-550-250 (口座をお持ちでないお客様)

受付時間:平日9:00～18:00/土・日9:00～17:00

※祝日・年末年始を除く

SMBC日興証券ホームページ <https://www.smbcnikko.co.jp>

[引受保険会社]

 **住友生命保険相互会社**

本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35

電話 (06)6937-1435 (大代表)

東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地 7-18-24

電話 (03)5550-1100 (大代表)

〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

© 国C-19-38(2020.4) 08680G1D20-V1-0009000 ㊦

5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険(一時払い)

2020年4月版

# たのしみステップ

告知不要で**0歳～85歳**の方がお申し込みいただける**指定通貨建一時払個人年金保険**です。

# No Image

※使用期限が切れのため写真を非表示にしております。

## 契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット

【お申込みにあたって、生命保険募集人から、下記の点について口頭でご説明いたします。】

- ① 契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレットは、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載(P22～42)しておりますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ② 給付金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載(P38「注意喚起情報8」)された部分は特に重要ですので、必ずお読みください。
- ③ 現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載(P36「注意喚起情報5」)されておりますので、必ずご確認ください。

 **この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じるおそれがあります。**

[募集代理店]

[引受保険会社]

 **SMBC日興証券**

 **住友生命**

商品のポイント

しゅみと特徴

リスクリテラシー

その他の機能

魅力と指数

シミュレーション

目標額について

特約制度  
その他の

安心サービス

お申し込みについて  
一時払保険料の

契約概要

注意喚起情報

# たのしみステップ 「資産を守りながら増やしたい」そのご期待にお応えします

**1** 将来に備えてまとまった資金を上手に増やせないかな…

**2** 「増えるたのしみ」「守られる安心」の特徴を兼ね備えた「たのしみステップ」がご期待にお応えします

**3 特徴① 増えるたのしみ**

毎年、マーケットの変動を捉え、安定的に積立金を増やせるたのしみが持てる個人年金です。

マーケットの変動 → 積立金

上昇 → 積立金

**4 特徴② 守られる安心**

もし、マーケットが大きく下落したり、下落が続いたりしても、積立金は指定通貨建で減りません。

マーケットの変動 → 積立金

下落 → 積立金

**5** しかも、マーケットの変動は前年比で判定するので、マーケットが上がったり下がったりしても、資金が階段状に増えていきます。

マーケットが「ジグザグ」でも資金は増えていきます!

なるほど。大切な資金を守りながら増やすことができる。まさにたのしみステップだね!

**6** でも、どうやって「守られる安心」のしくみを実現しているの?

ご説明します。

**7 ステップ①**

お客さまからお預かりした保険料を債券等に投資し、元金を確保します。

保険料 → 債券等

投資

**8 ステップ②**

投資した債券等から得られる毎年の利息を、積立金を増やすしくみの財源に活用します。

債券等 → 毎年の利息

1年後 2年後 3年後

ふやすしくみの財源に

**9** 積立金は債券等の元金で確保しているため、マーケットの下落によって指数が下がっても積立金には一切関係なく、指定通貨建で積立金は減少しません。まとめると下記の運用のイメージの流れになります。

**運用のイメージ**

※下記の運用方法は今後変更となる可能性があります。  
※指数の変動例は本商品のしくみと特徴を説明するための設例であり、将来の確実性を示唆または保証するものではありません。

経過年数 → 1年後 → 2年後 → 3年後 → 4年後

**ステップ①** 元金は債券等に投資し確保

一時払保険料 → 債券等 → 指数の変動 → 積立金

**ステップ②** 得られる毎年の利息を指数の上昇率に応じて積立金を増やすしくみの財源に活用

指数上昇 → 守られます

指数下落 → 守られます

指数下落 → 守られます

指数上昇 → 守られます

商品のしくみと特徴は次ページ →

商品のポイント  
しくみと特徴  
リスクについて  
その他の機能  
魅力の指数  
シミュレーション  
目標額について  
その他の  
特約制度  
安心サービス  
お申し込みの流れ  
契約概要  
注意事項

商品のポイント  
しくみと特徴  
リスクについて  
その他の機能  
魅力の指数  
シミュレーション  
目標額について  
その他の  
特約制度  
安心サービス  
お申し込みの流れ  
契約概要  
注意事項



## たのしみステップ しくみと特徴

### 特徴① 増えるたのしみ



毎年の積増判定日(契約応当日の前日)に、前年の積増判定日と比べて指数が上昇すれば、契約応当日に積立金が指定通貨建(米ドルまたは豪ドル)で増加するしくみの年金で、毎年増やせるたのしみを持てます。

### 特徴② 守られる安心



仮に指数の下落が続いた場合や、指数が大きく下落した場合でも、積立金は指定通貨建(米ドルまたは豪ドル)で減少しません。

参照 指数についてはP9「魅力と指数について」、積立金の詳細はP23契約概要「特徴3 積立金額について」を、本商品特有のリスクについてはP7「リスクについて」をご確認ください。

ご契約例	
増加率の上限	5.00%
たのしみ倍率(*1)	1.00倍

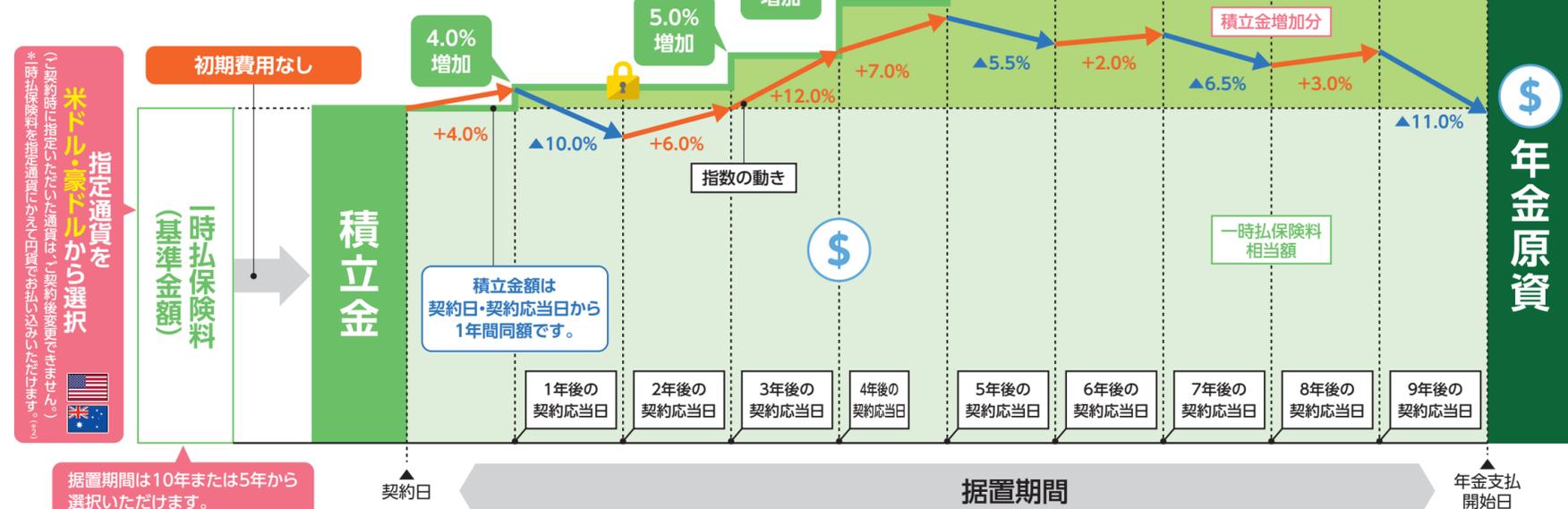
ご契約にはご契約時の「増加率の上限」「たのしみ倍率」が適用されます。ご提案時の「増加率の上限」「たのしみ倍率」は「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。

参照 増加率の上限・たのしみ倍率の解説についてはP6「指数と積立金について」をご確認ください。

(\*1)当資料では「設定倍率」に愛称名を付与して「たのしみ倍率」と表記しております。なお、申込書や保険証券等では「設定倍率」と表記しております。

### しくみ図(指定通貨建で積立金がふえるイメージ)

※→は1年間の指数の変動例(一上昇一下落)。数値は上昇率・下落率。  
※記載の数値は小数点第2位を切り捨てて記載しております。



据置期間は10年または5年から選択いただけます。

(\*2)保険料円貨払込特約(一時払い)を付加した場合、円貨により払い込まれた金額を、住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関が休業日となる場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日)の住友生命所定の為替レートにより指定通貨へ換算し、その金額が一時払保険料として払い込まれたものとして取り扱います。複数通貨でのお払込みはできません。

年金等は指定通貨建です。年金等を円貨で受け取る場合には、請求時の為替レートで円換算するため、ご契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。詳細はP7「リスクについて」をご確認ください。

年金支払開始日の前日の指数の値が契約日の前日の値を下回った場合でも…  
返戻率は126.4%になります。

指数の変動例は本商品のしくみと特徴を説明するための設例であり、将来の確実性を示唆または保証するものではありません。過去のシミュレーションはP11~14〔ご参考〕過去のデータを用いたシミュレーションをご覧ください。



返戻率  
(年金原資÷一時払保険料)  
**126.4%**

### 選べる受取方法

一時金受取

一時金

5・10・15年確定年金

一定期間の受取り

年金総額保証付終身年金

一生涯の受取り

### 選べる受取通貨

指定通貨受取  
(米ドル・豪ドル)

円貨受取

参照 P26・27契約概要  
[5 年金のお受取方法]をご確認ください。

## 指数と積立金について

### 指数

積立金額の算出に用いる「たのしみステップ」の指数は「SGI FIA マルチ・アセット指数」を用いています。「SGI FIA マルチ・アセット指数」は世界の株式、債券等に分散投資を行い、その運用成果を反映し、算出されます。

参照 「SGI FIA マルチ・アセット指数」の詳細はP9「魅力と指数について」をご確認ください。

### 積立金

将来の年金などをお支払いするために一時払保険料の中から積み立てておくお金です。

金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないことがあります。

- ご契約時に設定した「増加率の上限」「たのしみ倍率」は据置期間満了まで変動しません。
- ご契約時に適用する「増加率の上限」「たのしみ倍率」は金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。そのため、お申込み月の15日または月末までに保険料のお払込みをいただけない場合、ご契約時の「増加率の上限」「たのしみ倍率」はお申込み時の「増加率の上限」「たのしみ倍率」と変わることがあります。

増加率の上限 積立金の増加率の上限となるものです。1年間の指数の上昇率に「たのしみ倍率」を乗じた率がこの上限を超えた場合、この上限が積立金の増加率になります。

たのしみ倍率 指数の上昇率に乘じるもので、1.00倍超になると積立金の増加率が大きくなり、積立金がより増えます。  
※たのしみ倍率の下限は1.00倍です。

ご契約例	1年間の指数の上昇率	計算式	積立金の増加率
増加率の上限 11.00%	+5.00%の場合	5.00%×1.10倍=5.50%	+5.50%
たのしみ倍率 1.10倍	▲10.00%の場合	積立金は指定通貨建で減少しません	+0.00%
	+10.50%の場合	10.50%×1.10倍=11.55% 増加率の上限を適用	+11.00%

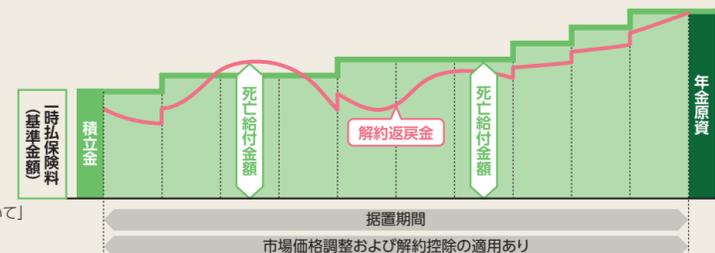
### 解約返戻金について

解約返戻金は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の積立金額から増減します。また、解約返戻金には解約控除が適用されます。そのため、解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

### 死亡給付金について

死亡給付金は積立金相当額、解約返戻金相当額のいずれか大きい金額をお支払いします。

参照 P31 契約概要  
「10 解約返戻金について」をご確認ください。



## たのしみステップ) リスクについて (必ずご確認ください)

### 為替リスク

年金、死亡給付金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合等には、年金支払開始時や請求時の為替レートを適用するため、為替レートの変動の影響を受け、**損失が生じるおそれがあります。**

円貨での受取額は、為替レートがご契約時から変動しなかった場合と比べ、少なくなることがあります。

円貨での受取額は、ご契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあります。

【為替リスクの例(払込金額1,000万円/年金原資110,000米ドルの場合)】  
\*住友生命所定の為替レートを1米ドル=100円とし、1,000万円を100,000米ドルに換算しています。

請求時の住友生命所定の為替レート	年金原資の円換算額
円安	110円の場合 1,210万円
ご契約時と同じ	100円の場合 1,100万円
円高	90円の場合 990万円

円高により払込金額を下回る例

### 解約返戻金が一時払保険料を下回るリスク

市場価格調整および解約控除により、解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります。**

#### 市場価格調整とは

各指定通貨の市場金利の変動に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させるしくみをいいます。一般的に市場金利が高くなると資産の価値が減少するため解約返戻金額は減少し、市場金利が低くなると資産の価値が増加するため解約返戻金額も増加します。**そのため、市場金利の変動により、解約返戻金額は解約返戻金計算基準日の積立金額から増減します。**

#### 解約控除とは

解約または減額(一部解約)された場合や円建年金保険に変更する場合にご負担いただく費用です。その費用は解約返戻金を計算する際に契約日からの経過年数に応じた控除率を基準金額(\*1)に乗じた金額となります。  
 (\*1)減額等の際に基準となる金額をいい、保険契約締結の際は一時払保険料相当額となります。減額された場合はその割合に応じて減少します。

[所定の控除率]

据置期間が5年の場合	契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
控除率		2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

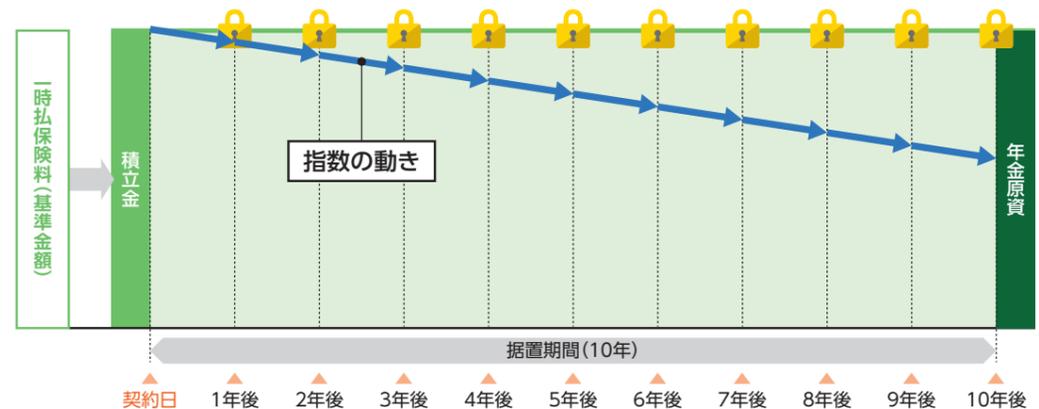
据置期間が10年の場合	契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
控除率		5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

\*円建年金保険に変更した後は、市場価格調整および解約控除は適用されません。

参照 P31 契約概要「10 解約返戻金について」をご確認ください。

### 積立金額が増えないリスク

据置期間中、毎年の指数の上昇率がいずれも0%以下となった場合、積立金は一時払保険料相当額となります。



## たのしみステップ) その他の機能

▶「解約返戻金の円換算額が一定の金額に到達した場合に、円建で年金原資を確定させたい」とき 参照 P15-16

**目標額を設定することにより、円建で年金原資を確定することができます。**

\*市場金利や為替レートの変動等によっては、目標額に到達せず、円建年金保険に変更しない場合があります。

▶「為替の好転を期待して年金の受取りを遅らせたい」とき 参照 P18

**最大3年間、年金支払開始日を繰り下げることができます。**

▶「今日の為替レートで解約返戻金の円換算額を確定させたい」とき 参照 P19

**インターネットや電話で解約のご請求ができます。(\*2)**

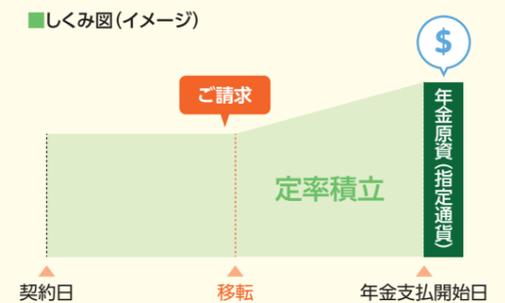
(\*2) お支払いする解約返戻金額は請求日時時点の住友生命所定の為替レートで円換算し、円貨でお支払いします。

▶「残りの据置期間は確実に積立金を増やしたい」とき 参照 P24

**積立金を定率積立に移転することが可能です。移転後の積立金額は、積立利率(\*3)および経過年月数に応じて複利で増加します。**

【移転のご請求が可能な期間】 毎年の契約当日の3か月前から2週間前まで

- 上記期間中に契約者からのご請求により、直後に到来する年単位の契約当日にその日の積立金を定率積立へ全額移転し、指定通貨建で年金原資を確定させることができます。
- 積立利率はご契約時に設定した積立利率を適用します。
- 定率積立へ移転した積立金を指数に連動する積立金に戻すことはできません。



(\*3) 積立利率とは、定率積立への移転を行った場合の移転後の積立金の計算などに適用する利率のことをいいます。金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。なお、積立利率の計算にあたっては、死亡保障やご契約の締結・維持に必要な費用を控除しています。

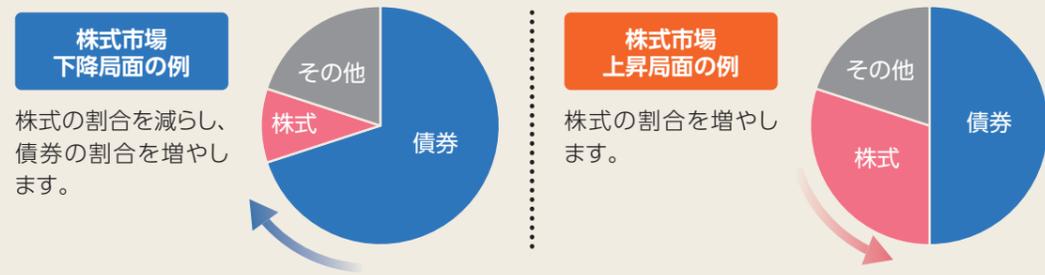
# たのしみステップ 魅力と指数について

たのしみステップは、分散投資により運用リスクを軽減し、**安定的な運用を目指すソシエテ・ジェネラルの「SGI FIA マルチ・アセット指数」の上昇率に応じて積立金が増加します。**

更に、**指数の上昇率が0%以下となっても積立金は減少しません。**よって、指数が上昇する局面で積立金を増やすことができ、また、指数が下落するようなマーケット変動局面となっても、他の一般的な変額年金や投資信託とは異なり、積立金を減らすことなく運用を続けることが可能です。

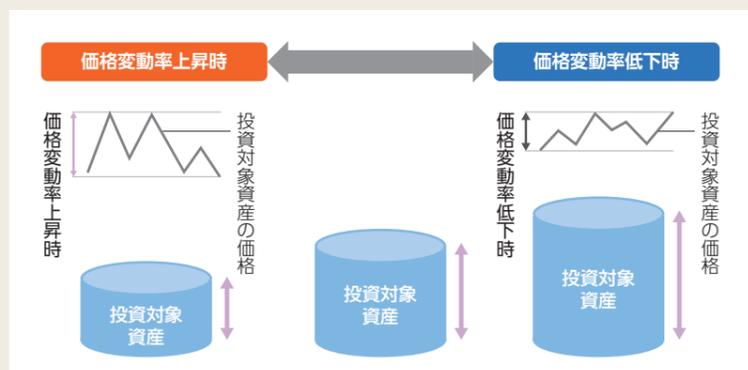
「SGI FIA マルチ・アセット指数」は外部環境に応じて資産配分を定期的に見直します

**1 毎月投資対象資産の資産配分を見直します**  
投資対象資産のリスクを判定し、毎月自動的に資産配分を算出。その上で過去の値動きなどを参考に資産配分を月次で調整して決定します。



**2 日次でリスク・コントロールを行います**  
年率5%の目標変動率の実現を目指して、**投資対象資産のポジション量を日次で調整**します。投資対象資産の価格の変動率が上昇している時は、投資対象資産のポジション量を減少させ、低下している時は、ポジション量を増加させることで、**指数全体の変動率を一定に保つ**ことを目指します。

## ポジション量のコントロールイメージ



「SGI FIA マルチ・アセット指数」はソシエテ・ジェネラルの独占的財産であり、ソシエテ・ジェネラルは、指数スポンサーとして、指数の維持および算出の為にS&P Op

指数の平均騰落率は米ドル5.4%、豪ドル5.3%となっており安定的に推移したというシミュレーション結果になっています。年によっては10%超の上昇もあります。



「SGI FIA マルチ・アセット指数」は世界の株式、債券等に分散投資を行い、その運用成果を反映し算出されます。

「SGI FIA マルチ・アセット指数」の投資対象資産



※投資対象資産は、「SGI FIA マルチ・アセット指数(米ドル)」、「SGI FIA マルチ・アセット指数(豪ドル)」共通です。

【(ご参考)「SGI FIA マルチ・アセット指数」と主な投資対象資産の1年間の騰落率】

●下記は「SGI FIA マルチ・アセット指数」の運用手法を過去のデータに適用して作成したシミュレーションであり、実際の運用成果を表したものではありません。将来の運用成果の確実性を示唆または保証するものではありません。

※指数および各資産について各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。(対象期間2000年3月～2018年3月)

	SGI FIA マルチ・アセット指数(米ドル)	日本株式	米国株式	新興国株式	日本債券	米国債券	新興国債券
最大値	15.8%	60.9%	52.6%	87.8%	7.2%	19.1%	39.7%
平均値	5.4%	3.9%	5.0%	8.7%	2.0%	4.2%	5.7%
最小値	▲6.7%	▲48.9%	▲45.1%	▲58.5%	▲4.4%	▲6.8%	▲25.3%

	SGI FIA マルチ・アセット指数(豪ドル)	日本株式	米国株式	新興国株式	日本債券	米国債券	新興国債券
最大値	15.0%	61.0%	48.2%	80.1%	7.3%	19.3%	36.7%
平均値	5.3%	3.0%	4.1%	6.9%	2.0%	4.3%	5.1%
最小値	▲6.8%	▲52.3%	▲48.8%	▲62.0%	▲4.4%	▲6.8%	▲27.2%

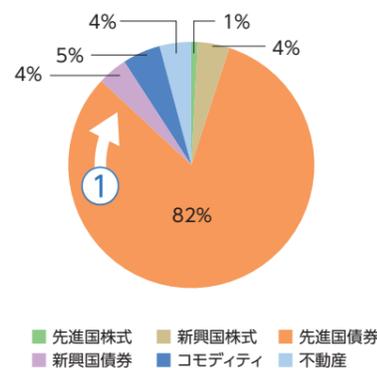
【(ご参考)リーマンショック時の指数のシミュレーション】

(2008年5月1日の指数・各資産の価格を100とした場合)

シミュレーションによると、この期間は先進国債券を除く全ての投資対象資産が下落しましたが、**指数(米ドル)については大きな下落はなく、安定推移**しました。その要因は下記の2つのポイントが挙げられます。

- ① 資産配分を調整し、リスク資産の配分を大きく引き下げました。
- ② 各投資対象資産の価格変動率が大きくなったため、日次のリスク・コントロールでポジション量を引き下げました。

<期間中の平均資産配分割合>



※上記平均資産配分はポジション量の調整前の配分割合です。

<価格推移のシミュレーション>



co,LLC(S&P Dow Jones Indices LLCの子会社)と契約を締結しています。住友生命はソシエテ・ジェネラルより本指数の使用に関するライセンスを得ています。

商品の概要  
商品の種類  
商品の詳細  
商品の説明  
商品のイメージ  
商品のメリット  
商品のデメリット  
商品の注意点  
商品のお問い合わせ  
商品の申し込み  
商品の解約  
商品の更新  
商品のその他

商品の概要  
商品の種類  
商品の詳細  
商品の説明  
商品のイメージ  
商品のメリット  
商品のデメリット  
商品の注意点  
商品のお問い合わせ  
商品の申し込み  
商品の解約  
商品の更新  
商品のその他

# (ご参考)過去のデータを用いたシミュレーション

SGI FIA マルチ・アセット指数に基づいた年金原資の返戻率(\*)の分布 (\*):返戻率=年金原資÷一時払保険料。

据置期間10年のシミュレーションは2000年3月16日～2008年4月1日、据置期間5年のシミュレーションは2000年3月16日～2013年4月1日の各月1日または16日に、下記のご契約例で契約したと仮定してシミュレーションしています。なお、ご契約例の「増加率の上限」「たのしみ倍率」は2019年7月当時および2019年10月当時の金利水準に基づき設定しており、シミュレーション上の契約日における金利水準に対応したものではありません。※本シミュレーションは、ソシエテ・ジェネラルにより提供されたデータをもとに住友生命が作成したものです。※グラフに記載の割合は、小数点第2位を四捨五入し表示しているため、合計値が100%とならない場合があります。※最高・最低・平均返戻率の数値は小数点第2位を切り捨てて記載しています。



指定通貨=

米ドルの場合

据置期間 **10年**のシミュレーション [サンプル数:194]

ご契約例①	
増加率の上限	2.75%
たのしみ倍率	1.00倍

■2019年10月当時の金利水準で「増加率の上限」と「たのしみ倍率」を設定しています。  
※2019年10月当時は10年米国債金利が1.6%程度であった時期です。

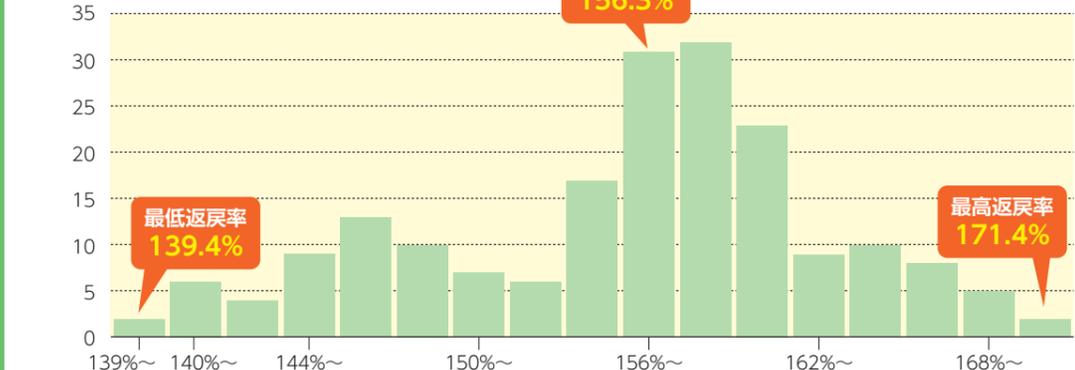
(サンプル数) <返戻率毎のサンプル数の分布図>



ご契約例②	
増加率の上限	7.45%
たのしみ倍率	1.00倍

■2019年7月当時の金利水準で「増加率の上限」と「たのしみ倍率」を設定しています。  
※2019年7月当時は10年米国債金利が2.0%程度であった時期です。

(サンプル数) <返戻率毎のサンプル数の分布図>



ご契約例①②における10年据置期間中の指数変動シミュレーション[サンプル数:194]

シミュレーションでは、指数は7回以上上昇しました。

上昇7回  
下落3回

12.9%  
25サンプル

上昇8回  
下落2回

50.0%  
97サンプル

上昇9回  
下落1回

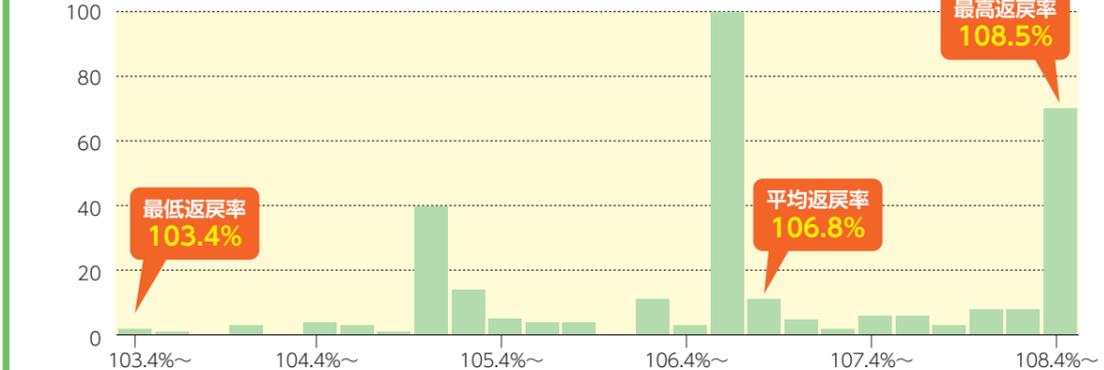
37.1%  
72サンプル

据置期間 **5年**のシミュレーション [サンプル数:314]

ご契約例③	
増加率の上限	1.65%
たのしみ倍率	1.00倍

■2019年10月当時の金利水準で「増加率の上限」と「たのしみ倍率」を設定しています。  
※2019年10月当時は10年米国債金利が1.6%程度であった時期です。

(サンプル数) <返戻率毎のサンプル数の分布図>



ご契約例④	
増加率の上限	4.80%
たのしみ倍率	1.00倍

■2019年7月当時の金利水準で「増加率の上限」と「たのしみ倍率」を設定しています。  
※2019年7月当時は10年米国債金利が2.0%程度であった時期です。

(サンプル数) <返戻率毎のサンプル数の分布図>



ご契約例③④における5年据置期間中の指数変動シミュレーション[サンプル数:314]

シミュレーションでは、指数は3回以上上昇しました。

上昇3回  
下落2回

13.7%  
43サンプル

上昇4回  
下落1回

48.4%  
152サンプル

上昇5回  
下落0回

37.9%  
119サンプル



- 上記は「SGI FIA マルチ・アセット指数」の運用手法を過去のデータに適用して作成した性を示唆または保証するものではありません。また、実際の契約に適用する「増加率の上限」「たのしみ倍率」は金利情勢に応じてご契約時に設定されます。
- 過去の金利水準として10年米国債金利を記載していますが、ご契約時に適用される「増

シミュレーションであり、実際の運用成果を表したものではありません。将来の年金原資の返戻率等の確実な増加率の上限「たのしみ倍率」は10年米国債金利に基づき設定されるものではありません。

# (ご参考)過去のデータを用いたシミュレーション

SGI FIA マルチ・アセット指数に基づいた年金原資の返戻率(\*)の分布 (\*):返戻率=年金原資÷一時払保険料。

据置期間10年のシミュレーションは2000年3月16日～2008年4月1日、据置期間5年のシミュレーションは2000年3月16日～2013年4月1日の各月1日または16日に、下記のご契約例で契約したと仮定してシミュレーションしています。なお、ご契約例の「増加率の上限」「たのしみ倍率」は2019年7月当時および2019年10月当時の金利水準に基づき設定しており、シミュレーション上の契約日における金利水準に対応したものではありません。※本シミュレーションは、ソシエテ・ジェネラルにより提供されたデータをもとに住友生命が作成したものです。※グラフに記載の割合は、小数点第2位を四捨五入し表示しているため、合計値が100%とならないケースがあります。※最高・最低・平均返戻率の数値は小数点第2位を切り捨てて記載しています。



指定通貨=

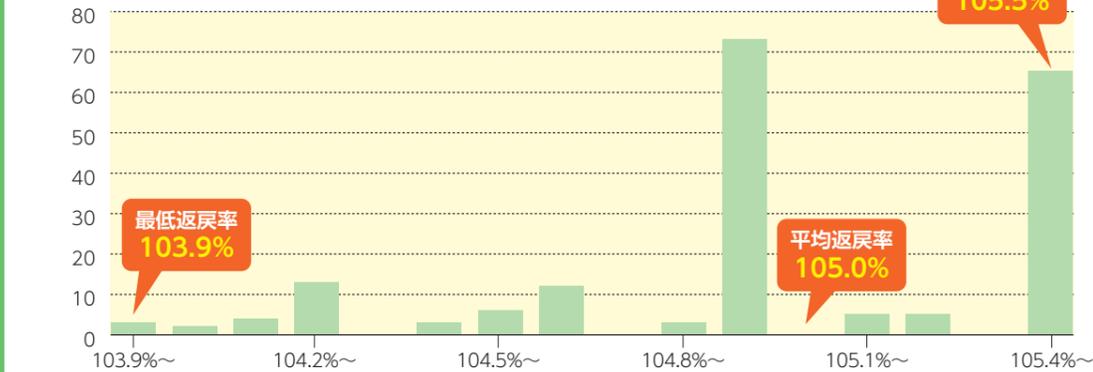
豪ドルの場合

据置期間 **10年**のシミュレーション [サンプル数:194]

ご契約例①	
増加率の上限	0.60%
たのしみ倍率	1.00倍

■2019年10月当時の金利水準で「増加率の上限」と「たのしみ倍率」を設定しています。  
※2019年10月当時は10年豪国債金利が0.9%程度であった時期です。

(サンプル数) <返戻率毎のサンプル数の分布図>



ご契約例②	
増加率の上限	2.25%
たのしみ倍率	1.00倍

■2019年7月当時の金利水準で「増加率の上限」と「たのしみ倍率」を設定しています。  
※2019年7月当時は10年豪国債金利が1.3%程度であった時期です。

(サンプル数) <返戻率毎のサンプル数の分布図>



ご契約例①②における10年据置期間中の指数変動シミュレーション[サンプル数:194]

シミュレーションでは、指数は7回以上上昇しました。

上昇7回  
下落3回

11.3%  
22サンプル

上昇8回  
下落2回

50.0%  
97サンプル

上昇9回  
下落1回

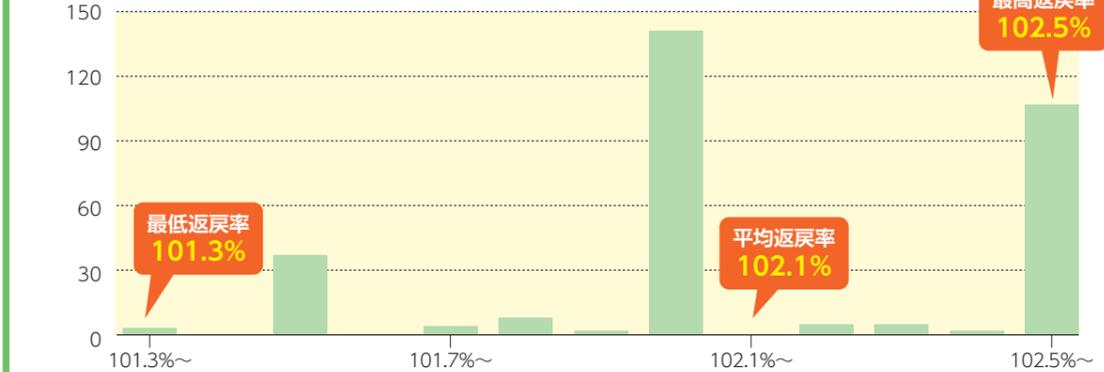
38.7%  
75サンプル

据置期間 **5年**のシミュレーション [サンプル数:314]

ご契約例③	
増加率の上限	0.50%
たのしみ倍率	1.00倍

■2019年10月当時の金利水準で「増加率の上限」と「たのしみ倍率」を設定しています。  
※2019年10月当時は10年豪国債金利が0.9%程度であった時期です。

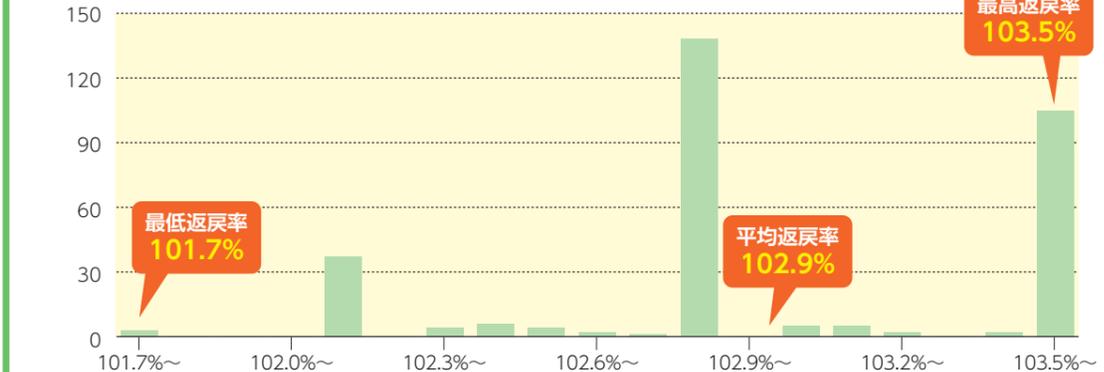
(サンプル数) <返戻率毎のサンプル数の分布図>



ご契約例④	
増加率の上限	0.70%
たのしみ倍率	1.00倍

■2019年7月当時の金利水準で「増加率の上限」と「たのしみ倍率」を設定しています。  
※2019年7月当時は10年豪国債金利が1.3%程度であった時期です。

(サンプル数) <返戻率毎のサンプル数の分布図>



ご契約例③④における5年据置期間中の指数変動シミュレーション[サンプル数:314]

シミュレーションでは、指数は3回以上上昇しました。

上昇3回  
下落2回

12.7%  
40サンプル

上昇4回  
下落1回

49.4%  
155サンプル

上昇5回  
下落0回

37.9%  
119サンプル

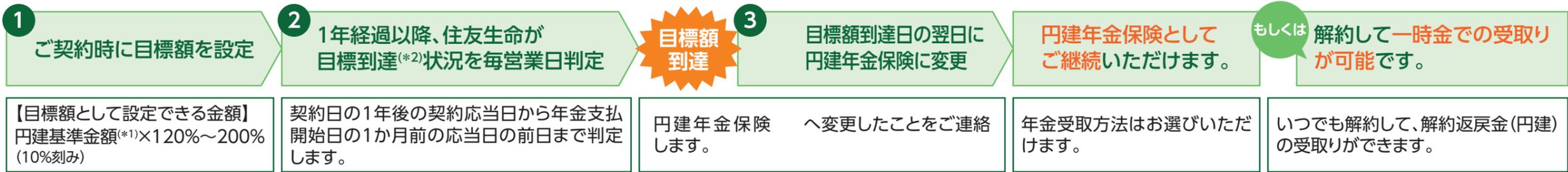


- 上記は「SGI FIA マルチ・アセット指数」の運用手法を過去のデータに適用して作成した性を示唆または保証するものではありません。また、実際の契約に適用する「増加率の上限」「たのしみ倍率」は金利情勢に応じてご契約時に設定されます。
- 過去の金利水準として10年豪国債金利を記載していますが、ご契約時に適用される「増

シミュレーションであり、実際の運用成果を表したものではありません。将来の年金原資の返戻率等の確実な増加率の上限「たのしみ倍率」は10年豪国債金利に基づき設定されるものではありません。

# 目標額について

解約返戻金の円換算額が設定した目標額に到達した場合、自動で円建年金保険に変更します(目標到達時円建年金保険変更特約)



【目標額として設定できる金額】  
円建基準金額<sup>(※1)</sup>×120%~200%  
(10%刻み)

契約日の1年後の契約応当日から年金支払開始日の1か月前の応当日の前日まで判定します。

円建年金保険へ変更したことをご連絡します。

年金受取方法はお選びいただけます。

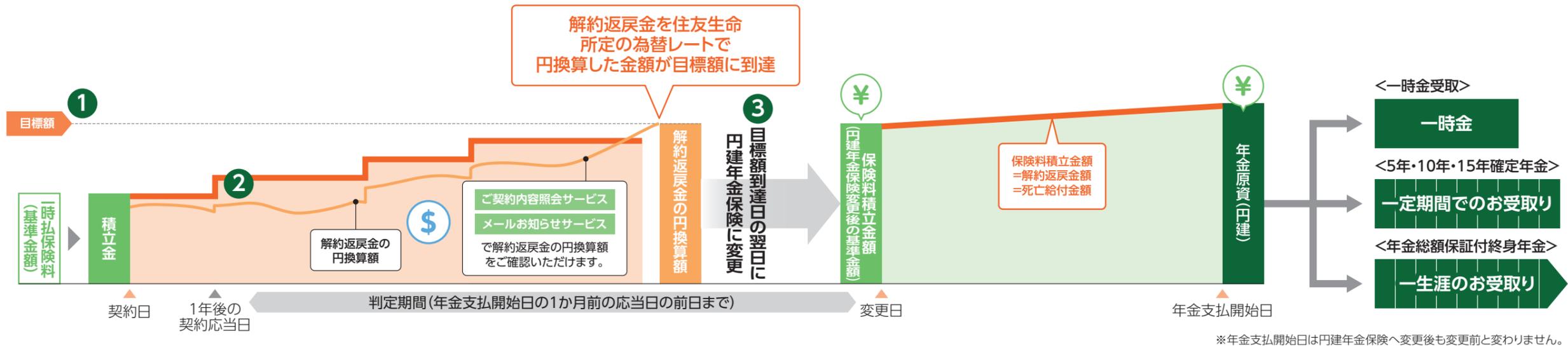
いつでも解約して、解約返戻金(円建)の受取りができます。

※目標額を設定しないこともできます。この場合でも、契約時に本特約が付加され、契約締結後にも目標額の設定・変更、設定の撤回を行うことができます。

※目標額到達の判定は解約返戻金の円換算額にて行います。指数の変動率(指数が一定の数値を上回ったこと)によって判定されるものではありません。

※円建年金保険への変更が設定する積立利率<sup>(※3)</sup>です。(死亡給付金額、解約す(市場価格調整および始日の前日における保険後の保険料積立金額は、変更時に住友生命および経過年月数に応じて複利で増加し戻戻金額は保険料積立金額と同額となり戻戻金額は適用されません)。年金支払開始日積立金が年金原資となります。

## 【目標額に到達し、円建年金保険に変更するしくみ図(イメージ)】



## 目標額に到達してなくても、円建年金保険に変更することもできます

契約者からのご請求により、変更請求日<sup>(※4)</sup>における解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額を原資として、変更請求日の翌日(変更日)に円建年金保険に変更することができます。

参照 目標到達時円建年金保険変更特約・円建年金保険変更制度についての詳細はP29「契約概要8」をご確認ください。

(※1) 払込通貨が円貨の場合:円貨払込額。払込通貨が指定通貨の場合:一時払保険料に住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関が休業日となる場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日)の住友生命所定の為替レートを乗じた金額。なお基準金額を減額した場合、その割合に応じて円建基準金額も減額されます。(※2) 住友生命の営業日かつ住友生命が指定する金融機関の営業日に目標額到達の判定を行います。ただし、住友生命が指定する金融機関が休業日の場合や、その営業日においてTTS・TTBを公示していなかった場合には、その日における目標額到達の判定を行いません。(※3) 適用される積立利率は、ご契約時に設定される積立利率とは異なります。なお、契約時に適用される積立利率についてはP8をご確認ください。(※4) 住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は書類が完備した日)をいいます。また、変更請求日に住友生命が指定する金融機関が休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日における住友生命所定の為替レートを適用します。

日々の解約返戻金の円換算額はスミセイダイレクトサービスからご確認いただけます。詳細は19ページをご確認ください。



円建年金保険に変更する場合、原資となる解約返戻金の計算には市場価格調整および解約控除を適用し、円建年金保険に変更した後は、市場価格調整および解約控除は適用されません。

ただし、年金支払開始日の繰下げを行った場合、ご契約当初の年金支払開始日以後に円建年金保険へ変更する際は、市場価格調整および解約控除は適用されません。

# 目標額について

## 【据置期間10年の場合（ご参考）目標到達シミュレーション】

2000年3月16日～2008年4月1日の各月1日または16日を契約日とし、下記のご契約例で契約したと仮定して算出。なお、ご契約例の「増加率の上限」「たのしみ倍率」は2019年7月当時および2019年10月当時の金利水準に基づき設定しており、シミュレーション上の契約日における金利水準に対応したものではありません。

※本シミュレーションは、ソシエテ・ジェネラルにより提供されたデータをもとに住友生命が作成したものです。

前提		円建基準金額	円建基準金額
サンプル数	194	目標到達判定期間	基準金額を契約日の1か月前における住友生命所定の為替レートで円換算した金額
市場価格調整用利率	シミュレーション期間における各指定通貨の指標金利等を参考に住友生命が設定した利率	解約返戻金の円換算額	契約日の1年後の契約応当日から年金支払開始日の1か月前の応当日の前日まで毎営業日判定
			解約返戻金を住友生命所定の為替レートで円換算した金額

**指定通貨=米ドルの場合**  
 ■2019年10月当時の金利水準で「増加率の上限」と「たのしみ倍率」を設定しています。  
 ※2019年10月当時は10年米国債金利が1.6%程度であった時期です。

ご契約例①			
増加率の上限	2.75%	たのしみ倍率	1.00倍

目標額割合	目標到達率 <sup>(*)</sup>		平均目標到達年月数 <sup>(**)</sup>
	5年未満に到達	10年未満に到達	
120%	16.4%	58.7%	6年6か月
130%	11.3%	30.9%	6年3か月
150%	0.0%	0.0%	—

■2019年7月当時の金利水準で「増加率の上限」と「たのしみ倍率」を設定しています。  
 ※2019年7月当時は10年米国債金利が2.0%程度であった時期です。

ご契約例②			
増加率の上限	7.45%	たのしみ倍率	1.00倍

目標額割合	目標到達率 <sup>(*)</sup>		平均目標到達年月数 <sup>(**)</sup>
	5年未満に到達	10年未満に到達	
120%	54.1%	100.0%	5年0か月
130%	23.1%	88.1%	6年4か月
150%	4.6%	51.5%	7年7か月

**指定通貨=豪ドルの場合**  
 ■2019年10月当時の金利水準で「増加率の上限」と「たのしみ倍率」を設定しています。  
 ※2019年10月当時は10年豪国債金利が0.9%程度であった時期です。

ご契約例③			
増加率の上限	0.60%	たのしみ倍率	1.00倍

目標額割合	目標到達率 <sup>(*)</sup>		平均目標到達年月数 <sup>(**)</sup>
	5年未満に到達	10年未満に到達	
120%	58.7%	90.2%	4年1か月
130%	42.2%	69.0%	5年3か月
150%	7.7%	31.4%	5年6か月

■2019年7月当時の金利水準で「増加率の上限」と「たのしみ倍率」を設定しています。  
 ※2019年7月当時は10年豪国債金利が1.3%程度であった時期です。

ご契約例④			
増加率の上限	2.25%	たのしみ倍率	1.00倍

目標額割合	目標到達率 <sup>(*)</sup>		平均目標到達年月数 <sup>(**)</sup>
	5年未満に到達	10年未満に到達	
120%	67.0%	95.3%	3年7か月
130%	52.5%	85.0%	4年8か月
150%	24.2%	56.1%	6年3か月

(\*) サンプル数のうち、解約返戻金の円換算額が目標額に到達したサンプルの割合。なお、小数点第2位を切り捨てて記載しています。

(\*\*) 目標到達判定期間中に目標額に到達したサンプルの平均目標到達年月数。

⚠️ 上記は、「SGI FIA マルチ・アセット指数」の運用手法を過去のデータに適用して作成したシミュレーションであり、実際の運用成果を表したものではありません。将来の目標額到達の確実性を示唆または保証するものではありません。また、実際の契約に適用する「増加率の上限」「たのしみ倍率」は金利情勢に応じてご契約時に設定されます。

● 市場金利や為替レートの変動等によっては、目標額に到達せず、円建年金保険に変更しない場合があります。

# 繰り下げについて

年金支払開始前にこれからまだ円安が期待できるかもしれない、という場合は年金支払開始日の繰り下げをご検討ください。

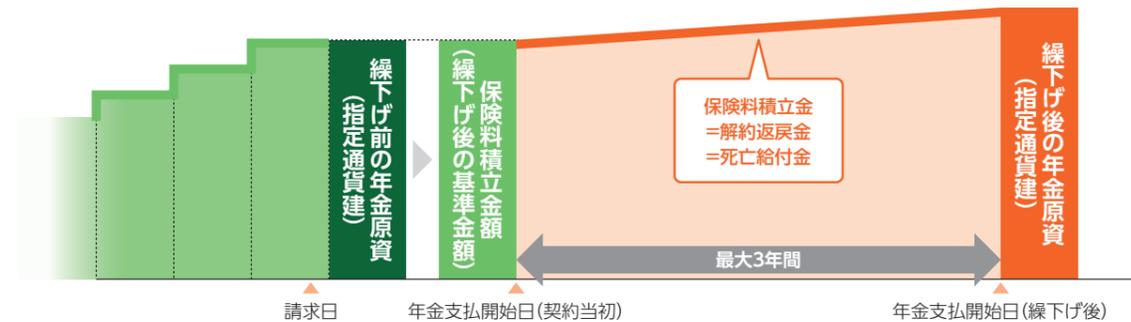


## 年金支払開始日を最大3年間繰り下げることができます。

繰下げをご請求いただける期間 年金支払開始日の3か月前から2週間前まで

- 上記期間中に契約者からのご請求により、年金支払開始日を繰り下げることができます。
- 繰下げ期間は1年・2年・3年からお選びいただけます。
- 繰下げ期間中の保険料積立金額は、ご契約当初の年金支払開始日の前日における積立金額に（積立金の増加率+1）を乗じた金額<sup>(\*)</sup>を基準として、繰下げ時に住友生命が設定する積立利率<sup>(\*\*)</sup>および経過年月数に応じて複利で増加します。年金支払開始日の前日における保険料積立金額が年金原資となります。
- 繰下げ期間中の解約返戻金および死亡給付金額は保険料積立金額と同額です。
- 繰下げ期間中も目標到達時円建年金保険変更特約や円建年金保険変更制度で円建年金保険への変更ができます。
- 円建年金保険に変更後は年金支払開始日を繰り下げできません。

(\*) 定率積立へ移転している場合は、当初の年金支払開始日の前日における積立金額となります。  
 (\*\*) 適用される積立利率は、ご契約時に設定される積立利率とは異なります。なお、契約時に適用される積立利率についてはP8をご確認ください。  
 ※繰下げのご請求ができるのは1度限りです。また、年金支払開始年齢が90歳を超えるご請求はお取扱いできません。



## 年金等を円貨で受け取る場合の為替レートの影響について

為替レートの変動により、年金原資等を住友生命所定の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料をご契約時の住友生命所定の為替レートで円換算した金額を下回ることがあります。

■ 為替レート(TTM)の最高値(円安)・最低値(円高)  
 (2009年1月～2019年12月の日次数値から抜粋)

通貨	最高値(円安)	最低値(円高)
米ドル	125.49円	75.98円
豪ドル	105.10円	56.61円

### 【(ご参考) 為替レートの推移】

米ドル・豪ドルの為替レート(TTM)の推移(2009年1月～2019年12月の各月末時点の数値)



※Bloomberg社データより住友生命にて作成。記載の為替レート(TTM)は本商品で使用する為替レートとは異なる可能性があります。

⚠️ このグラフは2009年1月～2019年12月までの各月末の数値を表示しています。月中の推移は反映していません。また、将来も上記推移が続くことを保証するものではありません。

## 年金原資が為替レートの影響を受ける事例

年金原資	年金原資が100,000米ドルの場合		
	円高	円安	円高
住友生命所定の為替レート	円貨で年金原資を受け取る際の為替レートが1米ドル=90円の場合	円貨で年金原資を受け取る際の為替レートが1米ドル=100円の場合	円貨で年金原資を受け取る際の為替レートが1米ドル=110円の場合
円換算額	900万円	1,000万円	1,100万円

# ご契約後の安心サービス

ご利用にあたっては制度・サービスの利用申込みが必要で、ご契約時にあわせてお申し込みください。

## 契約内容の確認や各種お手続きをサポートする制度・サービスをご用意しています。

パソコン・スマートフォンで簡単にお手続きができます！

### スミセイダイレクトサービス

ご自宅や外出先などから、インターネット等で簡単に各種お手続き・契約内容照会等を無料で利用いただけるサービスをご用意しています。

スミセイダイレクトサービス ご利用可能時間	ご利用時間	【月～土曜日】午前8時～午後11時45分 【日曜日】午前8時～午後8時(祝日・12/31～1/3を除く)
--------------------------	-------	---

※掲載時刻が下記時刻以降となる場合があります。

為替レート掲載予定時間	米ドル	午前10時00分頃	豪ドル	午前10時40分頃
-------------	-----	-----------	-----	-----------

#### 契約内容の確認やお手続きをしたいとき

- ご契約内容照会サービス** お客さまご自身で契約内容等をご確認いただけます。
- 各種お手続きサービス** 住所変更等のお手続きや書類の請求が簡単にできます。

#### 解約返戻金の増減を確認したいとき

- メールお知らせサービス** ご契約から6か月経過以後、解約返戻金の円換算額(\*1)が円建基準金額から10%増加、減少するつど、ご登録いただいたメールアドレスあてにお知らせします。(\*1)住友生命所定の為替レートにより円換算した金額。

#### タイミングを逃さず解約をしたいとき

- ネット・電話による即日解約サービス** インターネットや電話で解約のお手続きが可能です。請求日時点の解約返戻金の円換算額(\*2)(\*3)をご指定の口座に送金(\*4)します。  
(\*2)住友生命所定の為替レートにより円換算した金額。  
(\*3)請求日時点の解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額が3000万円以下である必要があります。  
(\*4)請求日の3～4営業日後に特定取引口座に送金します。
- |                     |         |                     |
|---------------------|---------|---------------------|
| ネット・電話解約<br>ご利用可能時間 | インターネット | (平日) 午前11時～午後11時45分 |
|                     | 電話      | (平日) 午前11時～午後6時     |

#### 【スミセイダイレクトサービスお申込み方法について】

- ご契約時にあわせてお申し込みください。ご契約時ではなく、後日、ご利用開始されたい場合はコールセンターへお問い合わせください。
- お客さまのもとへスミセイダイレクトサービスの申込書を送付いたしますので、必要事項をご記入のうえ提出ください。
- 「スミセイダイレクトサービスパスワード登録のご案内」(見開きハガキ)を後日郵送にてお送りします。
- 住友生命ホームページにアクセスのうえ、見開きハガキに記載の仮パスワードによりスミセイダイレクトサービスにログインしてください。



上記2次元バーコードからもログイン画面へアクセス可能です。

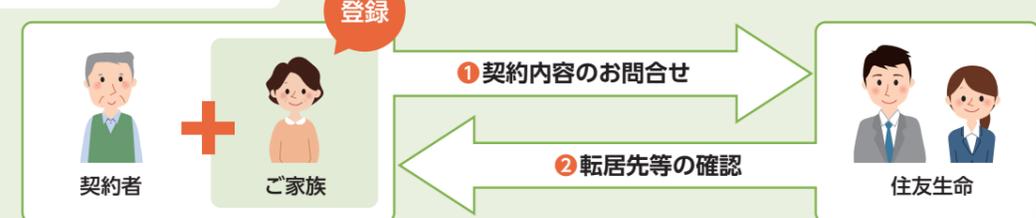
ご自身でお手続きができなくなった場合にも安心！

### スミセイのご家族アシストプラス

ご契約後も安心して契約をご継続いただけるよう、以下の制度・サービスをご用意しています。

#### ご家族からも契約内容をお問合わせできるようにしたい場合

##### ご家族登録サービス



- 契約者がご自身で問い合わせできなくなった時等に備え、あらかじめ登録したご家族も契約内容等について問い合わせできるようになります(代理でのお手続きはできません)。
- 転居等により契約者と連絡がつかない場合でも、ご家族を通じて連絡先を確認させていただくことで、契約者に大切な通知物を確実にお届けできるようになります。

#### 例えば、契約者本人が認知症となるなど、お手続きの意思表示ができない場合

- 契約者代理制度** あらかじめ指定された契約者代理人が契約者に代わり、ご契約に関する所定のお手続きができます。(例:解約、減額、住所変更等)

#### 例えば、被保険者が入院中で意識がない状態など、お手続きの意思表示ができない場合

- 被保険者代理制度** あらかじめ指定された被保険者代理人が被保険者に代わり年金などのご請求ができます。  
※被保険者代理制度は被保険者=受取人の場合に限りご利用いただけます。

※契約者代理制度、被保険者代理制度のご利用にはご家族登録サービスの申込みが必要となります。

参照 P29・30「契約概要8」の「ご家族登録サービス」「保険契約者代理特約」「被保険者代理特約」をご確認ください。

#### 〈スミセイのご家族アシストプラス以外にもお手続きをサポートする制度・サービスがあります。〉

- 代筆のお取扱い** 請求権者(\*4)に意思能力はあるものの、ケガや高齢等の理由により、請求書類のご記入が難しい場合には、住友生命の職員がご本人の意思を確認したうえで、代筆者が請求書類を記入する取扱いを行っています。  
(\*4)「請求権者」とは、契約者や保険金受取人など、そのお手続きやご請求を行う権利を有する方をいいます。

スミセイのご家族アシストプラスや、その他の制度・サービスについて詳細は、住友生命ホームページをご確認ください。

# 一時払保険料のお払い込みについて

## 払込通貨とクローリング・オフの際の払い戻しについて

- この保険は指定通貨建(米ドルまたは豪ドル)の生命保険です。一時払保険料は指定通貨(米ドルまたは豪ドル)、円貨<sup>(\*)</sup>でお払い込みいただくことができます。お手持ちの通貨に合わせてご選択ください。  
(\*)1)保険料円貨払込特約(一時払い)を付加していただいた場合
- この保険にはクローリング・オフの適用があります。お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申込みの撤回等」といいます。)をした場合、お客さまには住友生命にお払い込みいただいた通貨で、払込金額と同額を払い戻します。
- 払込通貨と一時払保険料、払い戻す通貨の関係は下表のとおりとなります。

お手持ちの通貨	保険料円貨払込特約(一時払い)	住友生命に保険料としてお払い込みいただく通貨	お申込みの撤回等に伴い払い戻す通貨
円貨	付加する	円貨 住友生命にて円貨を指定通貨(米ドルまたは豪ドル)へ換算 <sup>(*)2)</sup> します	円貨
	付加しない	指定通貨(米ドルまたは豪ドル) お客さまにて金融機関等で円貨を指定通貨(米ドルまたは豪ドル)に交換 <sup>(*)3)</sup> が必要です	指定通貨(米ドルまたは豪ドル) <sup>(*)4)</sup>
指定通貨(米ドルまたは豪ドル)	付加しない	指定通貨(米ドルまたは豪ドル) そのままお払い込みください	指定通貨(米ドルまたは豪ドル)

ご選択いただいた指定通貨(米ドルまたは豪ドル)建の一時払保険料としてご契約に充当

(\*)2)円貨でお払い込みいただく場合、払い込まれた金額を住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関が休業日となる場合は、その金融機関の翌営業日)の住友生命所定の為替レートにより指定通貨(米ドルまたは豪ドル)へ換算し、その金額が一時払保険料として払い込まれたものとして取り扱います。  
 (\*)3)お手持ちの円貨を金融機関等で指定通貨(米ドルまたは豪ドル)に交換する場合、金融機関所定の為替手数料のご負担が生じます。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。  
 (\*)4)お申込みの撤回等に伴い払い戻す通貨は住友生命へのお払い込み時と同じ通貨となりますので、払い戻された通貨を元の円貨に交換するときは、為替レートの変動による為替差損や為替手数料のご負担により当初の円貨額を下回る(元本割れする)ことがあります。

**参照** 保険料円貨払込特約(一時払い)についての詳細はP29・30「契約概要8」の「保険料円貨払込特約(一時払い)」をご確認ください。  
**参照** クローリング・オフの際のお取扱いについての詳細はP35「注意喚起情報1」をご確認ください。

## 外貨普通預金口座の作成について

- 本商品は、指定通貨建(外貨建)の給付金等が支払われる指定通貨建(外貨建)の生命保険です。
- 本商品の保険料を円貨でお払い込みいただく場合でも、給付金等を指定通貨で受け取る場合は、ご契約者さまや受取人さま名義の外貨普通預金口座が必要となります。
- なお、お申し出により給付金等を円貨でお受け取りいただくことも可能です。給付金等については、SMBC日興証券の証券総合口座でもお受け取りできます。

# 契約概要

- この「契約概要」は、**ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。**「注意喚起情報」および「ご契約のしおりー定款・約款」とあわせて、**ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。**
- 「契約概要」に記載のお支払理由等は、概要や代表事例を示しています。

**詳細** お支払理由等の詳細および主な保険用語の説明等については「ご契約のしおりー定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

## 1 引受保険会社について

- 引受保険会社：住友生命保険相互会社
- 住所：本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35  
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
- 電話：ご契約後のお手続きは住友生命が行います。  
住友生命のお問合せ窓口 ☎0120-506081
- ホームページ：  <https://www.sumitomolife.co.jp>

## 2 商品の特徴について

- 「たのしみステップ」は、住友生命の「5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険(一時払い)」の愛称です。  
**参照** 本商品のしくみ図(イメージ)についてはP3~5をご確認ください。  
**参照** 解約返戻金の詳細はP31契約概要「10 解約返戻金について」をご確認ください。

### 特徴1 指定通貨の選択

- この保険は、指定通貨(米ドルまたは豪ドル)建の個人年金保険です。米ドルはアメリカ合衆国の通貨、豪ドルはオーストラリア連邦の通貨です。
- ご契約時に通貨を指定いただきます。指定いただいた通貨は、ご契約後変更できません。
- 保険料のお払込みや年金、死亡給付金、解約返戻金等のお支払いは指定通貨となります。なお、保険料円貨払込特約(一時払い)を付加していただくことにより、一時払保険料を指定通貨にかえて円貨でお払い込みいただけます。また、ご請求により年金、死亡給付金、解約返戻金等を円貨でお支払いします。

### 特徴2 据置期間

- 据置期間は10年または5年から選択いただけます。

### 特徴3 積立金額について

- 1年間の指数の上昇率に応じて年単位の契約応当日ごとに積立金が増加します。
- 年単位の契約応当日の積立金額は次のとおり定まります。なお、契約日または契約応当日から直後の契約応当日の前日までの積立金額は一定です。

**契約応当日における「積立金」の計算方法**

$$\left( \frac{\text{積増判定日に住友生命が取得する指数の終値}^{(*2)} - \text{直前の積増判定日に住友生命が取得する指数の終値}^{(*2)}}{\text{直前の積増判定日に住友生命が取得する指数の終値}^{(*2)}} \times \text{たのしみ倍率}^{(*3)} \right) + 1 \times \text{積増判定日の積立金額}$$

※(1) 上限および下限(0%)があります。積立金の増加率の上限は、ご契約時に設定し、据置期間満了まで変動しません。  
 ※(2) 終値は各積増判定日末において住友生命が取得できる最新の終値です。ただし、積増判定日が住友生命の休業日の場合には、その直前の住友生命の営業日末に住友生命が取得できる最新の終値となります。  
 ※(3) 「たのしみ倍率」は住友生命がご契約時に設定し、据置期間満了まで変動しません。なお、1.00倍が下限となります。

・積増判定日は以下のとおりです。

据置期間中	年単位の契約応当日の前日 <sup>(※4)</sup>
年金支払開始時	年金支払開始日の前日

(※4) 契約日から1年後の契約応当日の積立金額の計算に際して使用する直前の積増判定日は契約日の前日とします。

- 年金支払開始日の前日に、上記の算式で計算した金額が年金原資となります。
- 参照▶ 指数の詳細はP27・28契約概要「6 住友生命指定の指数について」をご確認ください。

● 据置期間中、毎年積増判定日の指数の上昇率がいずれも0%以下となった場合、**積立金は一度も増加せず、年金原資は一時払保険料相当額(基準金額)<sup>(※5)</sup>となります。**  
 (※5) 基準金額が減額された場合はその割合に応じて減少します。

● 積立金の増加率には上限があります。積増判定日までの1年間の指数の上昇率に「たのしみ倍率」を乗じた率が、この積立金の増加率の上限をこえた場合には、**積立金額はこの上限に基づき計算します。**

※定率積立へ移転した場合、円建年金保険へ変更した場合、年金支払開始日の繰下げをした場合の積立金額の計算についてはP24「特徴5」、P25「特徴7」をご確認ください。

### 特徴4 死亡時の保障

- 年金支払開始日前の死亡給付金は死亡日における積立金相当額、解約返戻金相当額のいずれか大きい金額となります。
- 詳細▶ 円建年金保険への変更または年金支払開始日の繰下げを行った場合の死亡給付金のお支払いについて詳細は「ご契約のしおり—定款・約款」の「死亡給付金のお支払い(年金支払開始日前)」をご確認ください。

### 特徴5 定率積立への移転

- 年単位の契約応当日の3か月前から2週間前までの契約者からのご請求により、その直後に到来する契約応当日にその日における積立金の全額を定率積立に移転します。
  - 移転後の積立金は、契約時に設定した積立利率<sup>(※1)</sup>および経過年月数により複利で増加し、年金支払開始日の前日の積立金額が年金原資となります。このため、年金原資は指定通貨建で確定できます。
- ※定率積立への移転前は、積立利率により増加する金額に相当する額を、1年間の指数の上昇率に応じて年単位の契約応当日ごとに積立金額が増加する仕組みに充てています。
- 定率積立へ移転後も目標到達時円建年金保険変更特約や円建年金保険変更制度で円建年金保険への変更が可能です。また、年金支払開始日の繰下げも可能です。

**⚠ 定率積立に移転した積立金を指数に連動する積立金に戻すことはできません。**

(※1) 積立利率とは、定率積立への移転を行った場合の移転後の積立金の計算などに適用する利率のことをいいます。金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。なお、積立利率の計算にあたっては、死亡保障やご契約の締結・維持に必要な費用を控除しています。

### 特徴6 円建年金保険への変更等

- 目標額を設定いただくことにより、契約日の1年後の契約応当日から年金支払開始日の1か月前の応当日の前日までの期間において、解約返戻金の円換算額が目標額に到達したとき、目標額到達日における解約返戻金の円換算額を原資として、目標額到達日の翌日に円建年金保険へ自動的に変更します。

**⚠ 市場金利や為替レートの変動等によっては、目標額に到達せず、円建年金保険に変更しない場合があります。**

- 目標額は円建基準金額<sup>(用語)</sup>の120%～200%の間で設定いただけます(10%刻み)。  
 ※目標額を設定しないことも可能です。また、目標額は据置期間中、変更することも可能です。
- 契約日の1年後の契約応当日から年金支払開始日の1か月前の応当日の前日までの期間に、契約者からのご請求により円建年金保険へ変更することもできます(円建年金保険変更制度)。変更請求日<sup>(※2)</sup>における解約返戻金の円換算額を原資として、変更請求日の翌日(変更日)に円建年金保険に変更します。
- 円建年金保険に変更後、再度指定通貨建年金保険に戻すことはできません。
- 円建年金保険変更後の保険料積立金額は変更時に定める円建年金保険の積立利率<sup>(※3)</sup>および経過年月数により複利で増加し、年金支払開始日の前日の保険料積立金額が年金原資となります。このため、年金原資は円建で確定できます。
- 円建年金保険に変更した場合も年金支払開始日は変わりません。
- 円建年金保険に変更後は年金支払開始日を繰り下げることができません。

(※2) 住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は書類が完備した日)をいいます。なお、変更請求日において、住友生命が指定する金融機関が休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日における住友生命所定の為替レートを適用し、円換算額を算出します。  
 (※3) 適用される積立利率は、ご契約時に設定される積立利率とは異なります。





## → 8 付加できる特約等

<p>円建年金保険への 変更 (目標到達時円建年金 保険変更特約、 円建年金保険変更制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●目標額到達による円建年金保険への変更(目標到達時円建年金保険変更特約)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約日の1年後の契約応当日以後、解約返戻金の円換算額が目標額に到達<sup>(*)1</sup>した場合、目標額到達日における解約返戻金の円換算額を原資として、目標額到達日の翌日(変更日)に円建年金保険に変更します。</li> <li>・目標額への到達の判定は、契約日の1年後の契約応当日から年金支払開始日の1か月前の応当日の前日までの各日行います。</li> <li>・原資となる解約返戻金の計算には市場価格調整および解約控除を適用します。</li> <li>・市場金利や為替レートの変動によっては、目標額に到達せず、円建年金保険に変更しない場合があります。[目標額の設定]</li> <li>・目標額は、円建基準金額に契約者が指定した割合を乗じた金額とします。</li> <li>・円建基準金額は、払込通貨が円貨の場合は円貨払込額、払込通貨が円貨以外の場合は一時払保険料に住友生命が保険料を受け取った日<sup>(*)2</sup>の住友生命所定の為替レートを乗じた金額。基準金額を減額された場合はその割合に応じて円建基準金額も減額されます。</li> <li>・契約時に円建基準金額に乘じる割合(120%~200%、10%刻み)を指定することにより目標額を設定できます。また、目標額を設定しないこともできます(この場合でも、契約時に本特約が付加されます)。</li> <li>・本特約の中途付加や解約のお取扱いはできません。</li> <li>・契約締結後にも目標額の設定・変更、設定の撤回を行うことができます。</li> </ul> </li> <li>●ご請求による円建年金保険への変更(円建年金保険変更制度)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約者からのご請求により、変更請求日<sup>(*)3</sup>における解約返戻金の円換算額を原資として、変更請求日の翌日(変更日)に円建年金保険に変更することができます。原資となる解約返戻金の計算には市場価格調整および解約控除を適用します。</li> <li>・円建年金保険への変更可能期間は、契約日の1年後の契約応当日から年金支払開始日の1か月前の応当日の前日までとなります。</li> </ul> </li> <li>●円建年金保険変更後の保障内容(目標到達時円建年金保険変更特約・円建年金保険変更制度共通)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料積立金額は目標額到達日または変更請求日の解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額を基準として、円建年金保険への変更時に住友生命が設定する積立利率および経過年月数に応じて複利で増加します(ご契約時に設定される積立利率とは異なります)。</li> <li>・基準金額は、変更請求日または目標額到達日の解約返戻金を円換算した金額と同額となります。</li> <li>・年金額は年金支払開始日の前日の保険料積立金額を年金原資とし、年金支払開始日の計算基礎率(予定利率、予定死亡率等)により計算されます。</li> <li>・死亡給付金額、解約返戻金額は保険料積立金額と同額となります(市場価格調整および解約控除は適用されません)。</li> <li>・年金支払開始日は円建年金保険へ変更後も変更前と変わりません。</li> <li>・円建年金保険へ変更後、再度指定通貨建年金保険へ変更することはできません。</li> </ul> </li> </ul>
<p>保険料円貨払込特約 (一時払い)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時払保険料を指定通貨にかえて円貨でお払い込みいただけます。</li> <li>・払い込まれた金額を住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関の休業日となる場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日)の住友生命所定の為替レートにより指定通貨へ換算し、その金額が一時払保険料として払い込まれたものとして取り扱います。</li> <li>・複数通貨でのお払込みはできません。</li> </ul>

<p>スミセイのご家族アシストプラス</p>	
<p>ご家族登録 サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●契約者が問い合わせできなくなった場合に、あらかじめ登録したご家族が、ご契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。ただし、被保険者のセンシティブ情報<sup>(*)4</sup>は照会できません。</li> <li>●登録したご家族による代理のお手続きはできません。契約者や被保険者がお手続きできない場合にご家族が代理のお手続きを行うには、保険契約者代理特約・被保険者代理特約のお申込みが必要です。</li> <li>●ご家族を登録(変更)する際は、被保険者および登録するご家族の同意が必要になります。</li> </ul> <p><b>詳細</b> 「ご契約のしおりー定款・約款」の「ご家族登録サービス」をご確認ください。</p>
<p>保険契約者代理特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●契約者が、傷害または疾病により保険契約に関するお手続きをする意思表示ができないなどの場合、契約者に代わってあらかじめ指定した契約者代理人が、住友生命所定のお手続きを行うことができます。</li> <li>●契約者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし契約者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。             <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">住所変更、基準金額の減額、解約等の契約者が行うご契約に関するお手続き<sup>(*)5</sup>。</div>             ただし、次のお手続きは代理手続きの対象外です。             <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">●年金等の受取人の変更 ●契約者の変更 ●契約者代理人の変更</div> </li> <li>●契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です。 ※年金等の請求手続きには同意は不要です。</li> <li>●契約者代理人が不要となった場合は保険契約者代理特約を解約できます。また、契約者が死亡されたときなどには保険契約者代理特約は消滅します。</li> </ul> <p><b>詳細</b> 「ご契約のしおりー定款・約款」の「保険契約者代理特約、被保険者代理特約」をご確認ください。</p>

<p>被保険者代理特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者が受取人となる下記の年金などについて、被保険者が傷害または疾病により請求する意思表示ができないなどの場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した被保険者代理人が、年金などを請求することができます。</li> <li>●被保険者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし、被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において、所定の要件を満たしていることが必要です。             <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">●年金(年金受取人と被保険者が同一人の場合) ●配当金(契約者と被保険者が同一人であり、かつ、保険契約者代理特約が付加されていない場合)</div> <p><b>詳細</b> 「ご契約のしおりー定款・約款」の「保険契約者代理特約、被保険者代理特約」をご確認ください。</p> </li> </ul>
-----------------	--

<p>後継年金 受取人指定特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金受取人が年金支払開始日以後に死亡したときに、あらかじめ指定した後継年金受取人が、その年金受取人の権利および義務のすべてを引き継ぎ、以後の年金受取人となることができます。</li> <li>・後継年金受取人の指定につきましては、年金支払開始時にご案内します。</li> </ul>
<p>円貨支払制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●契約者または給付金・年金の受取人からのご請求があった場合には、次に定めるところにより死亡給付金、解約返戻金、年金、年金原資等を円貨にてお支払いします。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金支払開始日以前に円貨での年金支払いの請求があったとき</li> <li>・年金支払開始日<sup>(*)2</sup>における住友生命所定の為替レートをを用いて年金原資を円換算し、年金をお支払いします。</li> <li>・年金支払開始日以前に円貨での年金の一時金支払いの請求があったとき</li> <li>・年金支払開始日<sup>(*)2</sup>における住友生命所定の為替レートをを用いて円換算してお支払いします。</li> <li>・年金支払開始日後に円貨での年金支払いの請求があったとき</li> <li>・請求日<sup>(*)2</sup>(<sup>(*)6</sup>)における住友生命所定の為替レートをを用いて未払年金の現価を円換算した額および請求日<sup>(*)6</sup>の翌日における住友生命の定める率により計算した年金額を、請求日<sup>(*)6</sup>後に年金支払開始日が到来する年金としてお支払いします。</li> <li>・死亡給付金、解約返戻金等の円貨での支払いの請求があったとき</li> <li>・請求日<sup>(*)2</sup>(<sup>(*)6</sup>)における住友生命所定の為替レートをを用いて円換算してお支払いします。</li> </ul> </li> </ul>

- (\*)1 住友生命の営業日かつ住友生命が指定する金融機関の営業日に目標額到達の判定を行います。ただし、住友生命が指定する金融機関の休業日の場合や、その営業日においてTTS・TTBを公示していなかった場合には、その日における目標額到達の判定を行いません。
- (\*)2 住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。
- (\*)3 住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は書類が完備した日)をいいます。なお、変更請求日において、住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日における住友生命所定の為替レートを適用し、円換算額を算出します。
- (\*)4 被保険者の傷病名・手術名等の情報をいいます。
- (\*)5 契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含まれます。
- (\*)6 書類でご請求いただいた場合は住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は書類が完備した日)をいいます(スミセイダイレクトサービスで解約のご請求の場合は、ご請求いただいた当日とします)。

**詳細** 住友生命所定の為替レートの詳細は「ご契約のしおりー定款・約款」の「当社所定の為替レート」をご確認ください。

## → 9 配当金について

- 配当金は、5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとに円貨でお支払いします。なお、死亡給付金や解約返戻金等をお支払いする場合には、ご契約から5年を経過する前でも、配当金をお支払いすることがあります。
- 配当金は円貨でお支払いします。なお、年金、死亡給付金、解約返戻金等を指定通貨でお支払いする際に、同時に配当金をお支払いする場合は、指定通貨でお支払いします。
- 配当金は経済情勢等により変動し、資産の運用実績によってはゼロとなる場合もあります。
- 配当金を住友生命所定の利率で積み立てたものが積立配当金です。**この利率は、金利水準等の状況変化などにより変動します。**

## 10 解約返戻金について

- 解約返戻金とは、ご契約を解約された場合などに契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
- 解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の積立金額から増減します。市場価格調整および解約控除により、**解約返戻金額が一時払保険料(基準金額)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**
- 円建年金保険へ変更した後は、市場価格調整および解約控除は適用されません。また、年金支払開始日の繰下げ後は、市場価格調整および解約控除は適用されません。

### 【解約返戻金額の計算】

$$\text{解約返戻金額} = \text{解約返戻金計算基準日}^{(*)} \text{の積立金額相当額} \times \text{市場価格調整率} - \text{解約控除}$$

(\*1) ご契約を解約・減額する場合および円建年金保険へ変更する場合は、住友生命の定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は書類が完備した日)とします(スミセイダイレクトサービスで解約のご請求の場合は、ご請求いただいた当日とします)。また、目標到達時円建年金保険変更特約により目標額到達の判定をする場合は、判定する毎営業日とします(住友生命の営業日かつ住友生命が指定する金融機関の営業日に目標額到達の判定を行います。ただし、住友生命が指定する金融機関が休業日の場合や、その営業日においてTTS・TTBを公示していなかった場合には、その日における目標額到達の判定を行いません)。

### 【市場価格調整率について】

- 市場価格調整**とは、各指定通貨の市場金利の変動に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させるしくみをいいます。一般的に市場金利が高くなると資産の価値が減少するため解約返戻金額は減少し、市場金利が低くなると資産の価値が増加するため解約返戻金額も増加します。**そのため、市場金利の変動により、解約返戻金額は解約返戻金計算基準日の積立金額から増減します。**
- 市場価格調整率**は、責任開始日と解約返戻金計算基準日における市場価格調整用利率を使用した以下の算式で計算します。

$$\text{市場価格調整率} = \left( \frac{1 + \text{責任開始日における市場価格調整用利率}}{1 + \text{解約返戻金計算基準日における市場価格調整用利率} + 0.1\%^{(*)2}} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{(*)3}}{12}}$$

(*2) 0.1%	運用資産の売買価格差に対する調整率
(*3) 残存月数	据置期間(年数)×12か月(契約日から起算して年金支払開始日の前日までの月数)から、契約日から起算して解約返戻金計算基準日までの月数(1か月未満切捨て)を差し引いた月数

- 市場価格調整用利率**は、運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させるという観点から、住友生命所定の期間における各指定通貨、据置期間の指標金利の平均値から下表の範囲内で定める値とし、毎月2回(1日および16日)設定されます。なお、責任開始日時時点の市場価格調整用利率は保険証券で、最新の市場価格調整用利率は住友生命ホームページの閲覧またはスミセイコールセンターへの照会によりご確認ください。

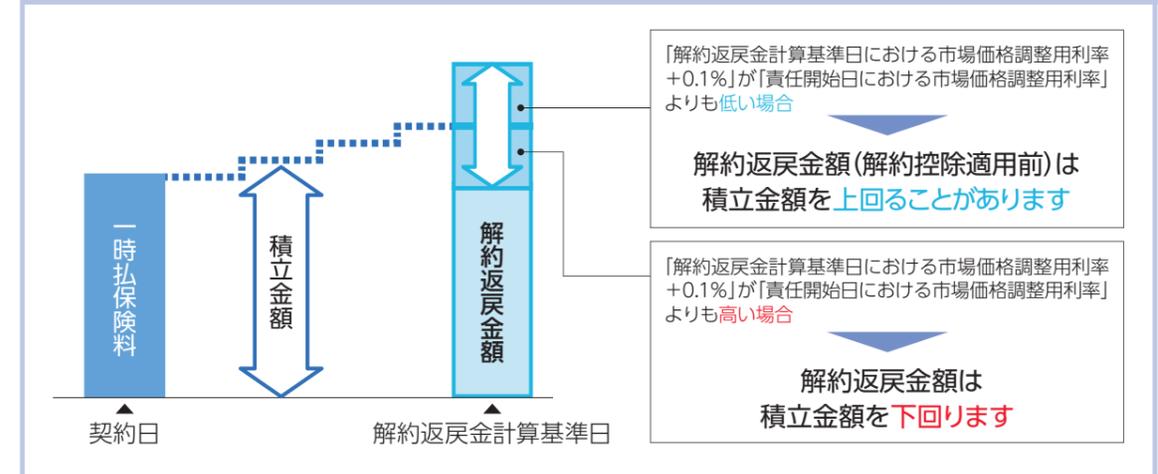
米ドル	-1.0%~+1.0%
豪ドル	-0.5%~+1.5%

### 【解約控除について】

- 解約または減額(一部解約)された場合や円建年金保険に変更する場合にご負担いただく費用です。この費用は解約返戻金額を計算する際に契約日からの経過年数に応じた控除率を基準金額(減額(一部解約)の場合は、減額(一部解約)部分に対応する金額)に乗じた金額となります。

参照▶ 解約控除についてはP33注意喚起情報「お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。」をご確認ください。

### 解約返戻金額の変動イメージ(解約控除適用前)



## 11 契約日について

- 責任開始日に応じて下表のとおり契約日を定めます。契約日は積立金の計算の基準となる日(保険料の計算基準日)となります。

責任開始日	契約日
1日から15日	責任開始日の属する月の翌月1日
16日から末日	責任開始日の属する月の翌月16日

※契約日における積立金額は一時払保険料相当額となり、一時払保険料のお払込みから契約日までの期間に対応する利息等は付与されません。

## 12 お客さまにご負担いただく費用について

- お客さまにご負担いただく費用は、「ご契約後にかかる費用」「通貨を換算する場合にかかる費用」「外貨のお取扱いにかかる費用」の合計額となります。

参照▶ 詳細はP33・34注意喚起情報「お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。」をご確認ください。

# 注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、**ご契約に際して特に注意いただきたいことを記載しています。**「契約概要」および「ご契約のしおりー定款・約款」とあわせて、**ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。**

特に死亡給付金などをお支払いできない場合 (P38 **8**) など、お客さまにとって**不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。**

また、現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって**不利益となる可能性がありますので、必ずご確認ください。**(P36 **5**)

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

## 契約後にかかる費用

### a 据置期間中にかかる費用

- 死亡保障や契約の締結・維持に必要な費用は、積立利率や積立金の増加率の上限、たのしみ倍率の計算にあたってあらかじめ差し引いていますので、別途直接負担していただく費用はありません。
- 上記費用のほかに、お客さまが間接的に負担する費用として、指数関連費用があります。指数関連費用は、指数の上昇率を計算する際に差し引かれる費用で、本費用を間接的に負担していることとなります。指数関連費用の内訳は次のとおりです。

	水準	概要
指数手数料	年率 0.2%	指数の開発、組成、計算を行うための費用。その他指数を運営するうえで各種規制への対応およびモニタリング等にかかる費用が含まれます。
取引費用	*	指数の各投資対象資産に資産配分する際に必要となる費用。 (実質的に有価証券等を売買することに伴う費用)

\*費用の発生前に水準を確定することが困難なため表示することができません。  
(注) 法令、規制方針の変更およびその他の理由により、各種費用の水準は将来変更することがあります。

### b 解約時や円建年金保険への変更時等にかかる費用(解約控除)

解約返戻金額を計算する際は、基準金額に一定割合(契約日からの経過年数に応じた所定の控除率)を乗じた金額を差し引きます。

[所定の控除率]

- 据置期間が5年の場合

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
控除率	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

- 据置期間が10年の場合

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%

契約日からの経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
控除率	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

次ページへつづく

### c 年金支払期間中にかかる費用

年金を管理するための費用として、年金額に対し年金支払開始日における住友生命の定める率を乗じた金額を、毎年、年金支払開始日の応当日に差し引きます。  
(2020年4月時点の年率は1.0%です。今後変更することがあります。)

## 通貨を換算する場合にかかる費用

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料(下表のT T Mとの差額)が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

取扱い	住友生命所定の為替レート <sup>(※1)</sup>
年金・死亡給付金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合	T T M <sup>(※2)</sup> - 50銭
円建年金保険へ変更する場合	
一時払保険料を円貨で払い込む場合	T T M <sup>(※2)</sup> + 50銭
配当金を指定通貨で受け取る場合	

(※1) 住友生命所定の為替レートは2020年4月現在のものです。今後変更することがあります。  
(※2) T T M(対顧客電信売相場)とは、T T S(対顧客電信売相場)とT T B(対顧客電信買相場)の仲値です。  
本商品で使用するT T Mは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するT T SとT T Bの仲値になります。  
・T T S(対顧客電信売相場): お客さまが円貨を外貨に交換(外貨を購入)するときに適用される一般的な為替レート  
・T T B(対顧客電信買相場): お客さまが外貨を円貨に交換(外貨を売却)するときに適用される一般的な為替レート  
なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてT T S・T T Bを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規契約のお取扱いができないことがあります。

## 外貨のお取扱いにかかる費用

保険料を指定通貨で払い込む際や、年金・死亡給付金・解約返戻金等を指定通貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

## 解約返戻金額が一時払保険料(基準金額)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により、解約返戻金計算基準日の積立金額から増減します。

市場価格調整および解約控除により、**解約返戻金額が一時払保険料(基準金額)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

## 為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。

年金、死亡給付金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合、または円建年金保険へ変更する際に解約返戻金を円換算する場合には、年金支払開始時、請求時または変更時の為替レートを適用するため、為替レートの変動の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。

- 円貨での受取額は、為替レートが契約時から変動しなかった場合と比べ、少なくなることがあります。
- 円貨での受取額は、契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあります。

また、次の点もご確認ください。

- 為替レートの変動がなかった場合でも為替手数料分のご負担が生じます。
- 保険料を借入金で調達した場合は、為替レートの変動によって解約返戻金等の円換算額が借入元利金額を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。したがって、保険料の借入を前提とした申込みはお断りさせていただきます。

次ページへつづく

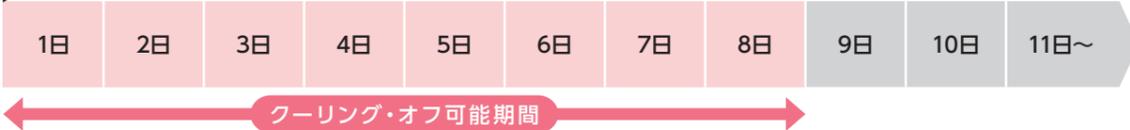
## 年金額は契約時には定まっています。

積立金額は毎年の指数の上昇率に応じて計算される積立金の増加率に基づいて契約応当日ごとに増加しますので、契約時点では将来の積立金額は定まりません。また、将来受け取る年金額は、年金支払開始日の前日における積立金額に(積立金の増加率+1)を乗じた金額を年金原資として、年金支払開始日の計算基礎率により計算されます(定率積立への移転、円建年金保険への変更または年金支払開始日の繰下げを行った場合の積立金額および年金原資は異なる方法で計算します)。そのため、年金額は契約時には定まっています。

### 1 申込み時(クーリング・オフ制度)

申込日または本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により申込みの取消し(クーリング・オフ)ができます。

申込日または本書面の交付日のいずれか遅い日



① 申込みの取消しは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により住友生命本社あてに送付してください。

住友生命本社あて先 〒540-8512 大阪市中央区城見1丁目4番35号 住友生命 代理店契約室

② 申込みの取消しがあった場合、お客さまには住友生命に払い込む通貨で、払込金額と同額を払い戻します。そのため、お手持ちの円資金を金融機関等で指定通貨に交換し申し込む場合(下表b.)で、**払い戻された指定通貨を円貨に交換する場合は、為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。**また、円資金を指定通貨に交換する際および払い戻された指定通貨を円貨に交換する際には、**金融機関等所定の為替手数料をご負担いただけます。**そのため、**為替レートの変動がなかった場合でも為替手数料分の損失が生じます。**

・「申込みの取消し」とは、ここでは「申込みの撤回」および「契約の解除」のことをいいます。

お手持ちの通貨	保険料円貨払込特約(一時払い)	保険料として払い込む(住友生命が受け取る)通貨	クーリング・オフに伴って払い戻す通貨
円貨	a. 付加する	円貨 <sup>(※1)</sup>	円貨 <sup>(※2)</sup>
	b. 付加しない	外貨(指定通貨) <sup>(※3)</sup>	外貨(指定通貨) <sup>(※4)</sup>
指定通貨(米ドルまたは豪ドル)	c. 付加しない	外貨(指定通貨)	外貨(指定通貨)

(※1) 保険料を円貨で払い込む場合に適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまのご負担となります。

(※2) 円貨での払込金額と同額を払い戻します。

(※3) お手持ちの円資金を金融機関等で外貨(指定通貨)に交換する場合、為替手数料分のご負担が生じます。また、お客さまの口座から住友生命の口座へ送金を行うための手数料が生じることがあります。

(※4) 外貨(指定通貨)での払込金額と同額を払い戻します。ただし、外貨(指定通貨)での払戻しとなるため、**お手持ちの円資金を金融機関等で外貨(指定通貨)に交換し申し込む場合で、払い戻された外貨(指定通貨)を円貨に交換するときは、以下により、当初の円貨額を下回る(元本割れする)ことがあります。**

- ①円貨から外貨(指定通貨)への交換にかかる金融機関所定の手数料
- ②外貨(指定通貨)から円貨への交換にかかる金融機関所定の手数料
- ③外貨(指定通貨)の送金および着金にかかる金融機関所定の手数料
- ④為替差損(益)

**詳細** クーリング・オフ制度について詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」の『特にご確認いただきたい重要事項』をご確認ください。

次ページへつづく

### 2 申込み時(告知)

告知は不要です。

本商品への契約にあたっては、健康状態などの告知は不要です。

・告知とは、被保険者の健康状態や過去の傷病歴など、住友生命がおたずねすることをありのままにお知らせいただくことです。

### 3 申込み時・請求時(確認訪問)

申込内容などの確認のために訪問することがあります。

① 住友生命の確認担当職員または住友生命が委託した確認担当者が、申込内容、給付金の請求内容等の確認のために訪問することがあります。

② 契約の際に、運転免許証やパスポート等で、ご本人であることを確認します。

### 4 申込み時(保障の開始)

住友生命が契約の申込みを承諾した場合には、一時払保険料の払込みが完了した時から契約上の保障を開始(責任開始)します。

【保障の開始(責任開始)例】



① 契約日は責任開始日に応じて以下のとおりとなります。

責任開始日	契約日
1日から15日	責任開始日の属する月の翌月1日
16日から末日	責任開始日の属する月の翌月16日

② 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約の締結を媒介する者で、申込みを承諾する権限がありません。したがって、保険契約は、住友生命がお客さまからの契約の申込みを承諾した時に成立します。

(※) 保険料の払込方法を「住友生命が指定する金融機関への払込み」に限定しております。原則、住友生命からの領収証は発行しませんが、必要な場合は住友生命のお問合せ窓口までご連絡ください。

### 5 申込み時(現在の契約を解約・減額して申し込む場合)

現在の契約を解約・減額して、本商品(新たな契約)の申込みを検討している場合は、契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

① 現在加入の契約によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、解約返戻金がまったくない場合もあります。

② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。

③ 本商品(新たな契約)の保障を開始(責任開始)する前に現在の契約を解約された場合、保障のない期間が発生することがあります。

④ 解約・減額された契約を元に戻すことはできません。

・現在の契約を解約・減額することなく、特約の中途付加・追加契約等の方法により保障内容の見直しができることもあります。お客さまご自身でも解約する商品(現在の契約)と本商品(新たな契約)の相違点や類似点を十分ご確認のうえお申し込みください。

## 6 契約後（解約と解約返戻金）

契約を途中で解約した場合の解約返戻金額は、一時払保険料（基準金額）を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

① 解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により、解約返戻金計算基準日の積立金額から増減します。市場価格調整および解約控除により、**解約返戻金額が一時払保険料（基準金額）を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**また、同様に、基準金額を減額する場合も、**解約返戻金額は、減額部分に対する一時払保険料相当額を下回ることがあります。**

※ 円建年金保険へ変更後および年金支払開始日の繰下げ後（当初の年金支払開始日以後）は、市場価格調整および解約控除の適用はありません（なお、円建年金保険へ変更する場合、その原資となる解約返戻金額の計算には、市場価格調整および解約控除を適用します）。

② 解約返戻金額は、解約返戻金計算基準日の積立金相当額に市場価格調整を適用し計算した金額から基準金額に一定割合（契約日からの経過年数に応じた所定の控除率）を乗じた金額を差し引いた金額となります。

〔所定の控除率〕

・据置期間が5年の場合

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
控除率	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

・据置期間が10年の場合

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%

契約日からの経過年数	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
控除率	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

③ 年金支払開始日以後、解約の取扱いはできません。ただし、年金支払開始日以後、一時金での受取りを希望される場合は、残存年金支払期間中の未払年金の現価に相当する金額を一時金でお受け取りいただけます（年金総額保証付終身年金の場合は、保証期間中であれば、残存保証期間中の未払年金の現価に相当する金額を一時金でお受け取りいただけます）。**年金支払開始日以後に一時金で受け取った場合、受取総額が年金原資や一時払保険料（基準金額）を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

【参照】 解約返戻金については、P31・32「契約概要 10」をご確認ください。

【詳細】 解約返戻金について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の「解約返戻金のお支払い（年金支払開始日前）」をご確認ください。

## 7 契約後（スミセイのご家族アシストプラスについて）

スミセイのご家族アシストプラスには、ご家族登録サービス、契約者代理制度、被保険者代理制度があります。各制度に申し込む場合には、制度の内容について十分にご確認ください。

① ご家族登録サービスには、契約者が問い合わせできなくなった場合等にあらかじめ登録したご家族が、契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。

・ご家族登録サービスでは、登録したご家族による代理の手続きはできません。契約者や被保険者が手続きできない場合にご家族が代理の手続きを行うには、契約者代理制度・被保険者代理制度の申込みが必要です。この場合、保険契約者代理特約・被保険者代理特約を付加いただきます。

【詳細】 ご家族登録サービスについて詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。

② 契約者代理制度とは、契約者が契約に関する手続きをする意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した契約者代理人が住友生命所定の手続きを行うことができる制度です。

・住友生命所定の手続きとは、住所変更、基準金額の減額、解約等の契約者が行う手続きをいいます。ただし、年金等の受取人の変更など、**一部対象外となるものもあります。**

・契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症（器質性認知症）または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた後は、**契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です(\*)。**

(\*) 年金等の請求手続きには同意は不要です。

・契約者や契約者代理人が死亡されたときなどの場合には、保険契約者代理特約は消滅します。

・将来、契約者の意向に沿った手続きを契約者代理人が円滑にできるように、契約者から契約者代理人に、事前に契約内容や契約者がご自身で手続きができない場合に契約者代理人が代理することができる手続きの内容などをご説明ください。

【詳細】 契約者代理人による代理手続きの対象となる場合や手続きの詳細、保険契約者代理特約が消滅する場合について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の(1) 保険契約者代理特約をご確認ください。

③ 被保険者代理制度とは、被保険者が受取人となる年金などを請求する意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した被保険者代理人が年金などの請求を行うことができる制度です。

・年金などの円滑な請求のためにも、契約者から被保険者代理人に、事前に契約内容などをご説明ください。

④ 契約者代理人・被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。

【詳細】 契約者代理人・被保険者代理人の所定の要件について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』をご確認ください。

## 8 請求時（お支払いできない例）

死亡給付金などの支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

【死亡給付金などをお支払いできない場合の例】

① 死亡給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの**重大事由により契約が解除された場合**

② 詐欺により**契約が取り消された場合**や、死亡給付金の不法取得目的があつて**契約が無効になった場合**（なお、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。）

③ 死亡給付金の**免責事由に該当した場合**  
（例：受取人などの故意によるときなど）



## → 13 預金との違いについて

本商品は預金ではありません。

本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なり、元本保証はありません。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。

## → 14 相談・照会・苦情の連絡先

生命保険契約に関するさまざまな相談・照会・苦情については、住友生命のお問合せ窓口および一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口  **0120-506081**

(受付時間) 月～金曜日：午前9時～午後6時/土曜日：午前9時～午後5時(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

- <主なサービス内容>
- 契約内容に関するご照会
  - 各種手続き方法に関するご案内(\*)
  - 苦情・相談受付
  - 等
- (\*) 住所、電話番号および契約内容の変更・保険金等の支払手続きに関するご照会等  
証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。

- この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。

 ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

生命保険の契約にあたってのポイント等を記載した「生命保険の契約にあたっての手引」(公益財団法人生命保険文化センター作成)を参考としてご一読ください。ホームページ(<https://www.jili.or.jp/>)でご覧いただくか、または住友生命のお問合せ窓口にお問い合わせください。

## 手続きの際の提出書類一覧表

保険金・給付金の請求時など、契約後の手続きに必要な書類の一覧です。

	提出書類							その他
	保険証券・年金証書 ・介護保障証書	印鑑証明書	戸籍謄本・戸籍抄本 ・住民票	会社所定の診断書 ・証明書	会社所定の告知書	代表選任届	登記事項証明書	
本人確認	○	○						
保険金等の支払理由が生じたことの確認			○	○				不慮の事故であることを証する書類(交通事故証明書等)
死亡・生存の確認			○	○				
健康状態等の確認				○	○			
続柄確認			○					
相続人確認			○ (*)			○		(*) 戸籍謄本に限る
権利能力の確認						○		
同一生計であることの確認								・健康保険証の写し ・治療費の支払人を証する領収書の写し
療養看護または財産管理に関する契約当事者の確認								当該契約書の写し

※ご請求の際には、会社所定の請求書および上記の書類のうち請求手続きに必要な書類を求めます。

※必要に応じて、上記以外の書類を提出していただきます。

※会社所定の請求書および上記の提出書類のうち全部または一部の省略を認めることがあります。

